

堺市上下水道局 不当要求等対応マニュアル

令和5年10月

目次

1 不当要求行為等とは	4
2 不当行為者の手口	5
3 対応のフロー	6
4 不当行為者への対応	8
5 行き過ぎたクレームへの対応	12
6 組織で対応するための連絡フロー	15
7 記録方法について	16
8 対応例	18
• 一般業務編 A)	
• 窓口業務編 B) 、C) 、D) 、E) 、F) 、G)	
• 工事業務編 H)	

市民や事業者等からの苦情の中には、十分な説明を繰り返し、説明責任を果たしているにもかかわらず、理不尽な要求や無理な要望などなお執拗に続けられるものがあります。これらに応じてしまうことで、公平・公正な職務の執行が困難になったり、暴言や暴力などにより職員の安全が脅かされたりすることがあります。そのような場合は、法令や社会的秩序等に照らして公正に判断し、毅然と対応することが必要です。

本マニュアルは、「堺市職員の市民対応マニュアル」を基に、来庁者や電話による不当要求行為等に対する基本的な対応方法について整理したものであり、また様々なシチュエーションに即した想定される対応例をまとめたものです。それぞれの業務の特性に合わせて、応用しながらご活用ください。

ポイント

① 勇気をもって毅然とした姿勢

不当要求やいわれなき要求には絶対に屈しないという強い姿勢で臨みましょう

② 組織的な対応

行き過ぎたクレームを受けた場合は、担当者だけで抱え込まず、速やかに上司、所属長のほか、課の不当要求等対応担当者などに報告し、対応を協議してください。また、警察との連携や法規相談は組織として対応しましょう

③ 記録を残す

発生時から対応中、解決に至るまでの経過を詳細に記録を残しましょう（5W2H）

④ 一人で抱え込まない

悩んだとき、心が疲れたときは、局内相談窓口（Ki・Zu・Ku ほっとライン）へ相談しましょう

1 不当要求行為等とは

堺市では「堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱事務処理要領」の「2. 用語の定義」に明記されています。この章では、公正な職務遂行に向けて、不当要求行為等や、公正な職務遂行を損なうおそれのある事項について解説します。

不当要求行為等は明白な事項として（1）～（3）、またそれらには至らないがおそれのある事項として（4）を定義します。また、違法又は（1）～（4）の要求等を行う全ての者が（5）の不当行為者となります。

（1）違法な行為

（2）公正な職務の遂行を損なうことが明白な行為

（例）

- 特定の事業者等又は個人のために有利な取扱いをするよう要求する行為
- 入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に関し不適當な行為
- 特定の業者の経済的な面における社会的評価を失わせる行為又はその業務を妨害するおそれのある行為
- 職員人事の公正を害する行為
- 当該不利益処分 of 被処分者となるべき事業者等又は個人のために有利な取扱いをするよう要求する行為
- 特定の事業者等又は個人が有利な取扱いを受け、又は不利益な取扱いを受けるよう要求する行為

（3）暴力行為等の社会通念上、相当と認められる範囲を逸脱した行為

（例）

- 暴力行為
- 正当な理由もなく面接を強要する行為
- 粗野又は乱暴な言動により、他人に嫌悪の情を抱かせる行為
- 正当な権利がないにもかかわらず損害賠償等を要求する行為

（4）公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為

（例）

- （2）の「公正な職務の遂行を損なうことが明白な行為」には至らないが、公正な職務の遂行を損なうおそれのある要求、圧力等の行為

（5）不当行為者

（例）

- 違法又は公正な職務の遂行を損なうことが明白な行為及び公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為の要求等を行う全ての者

2 不当行為者の手口

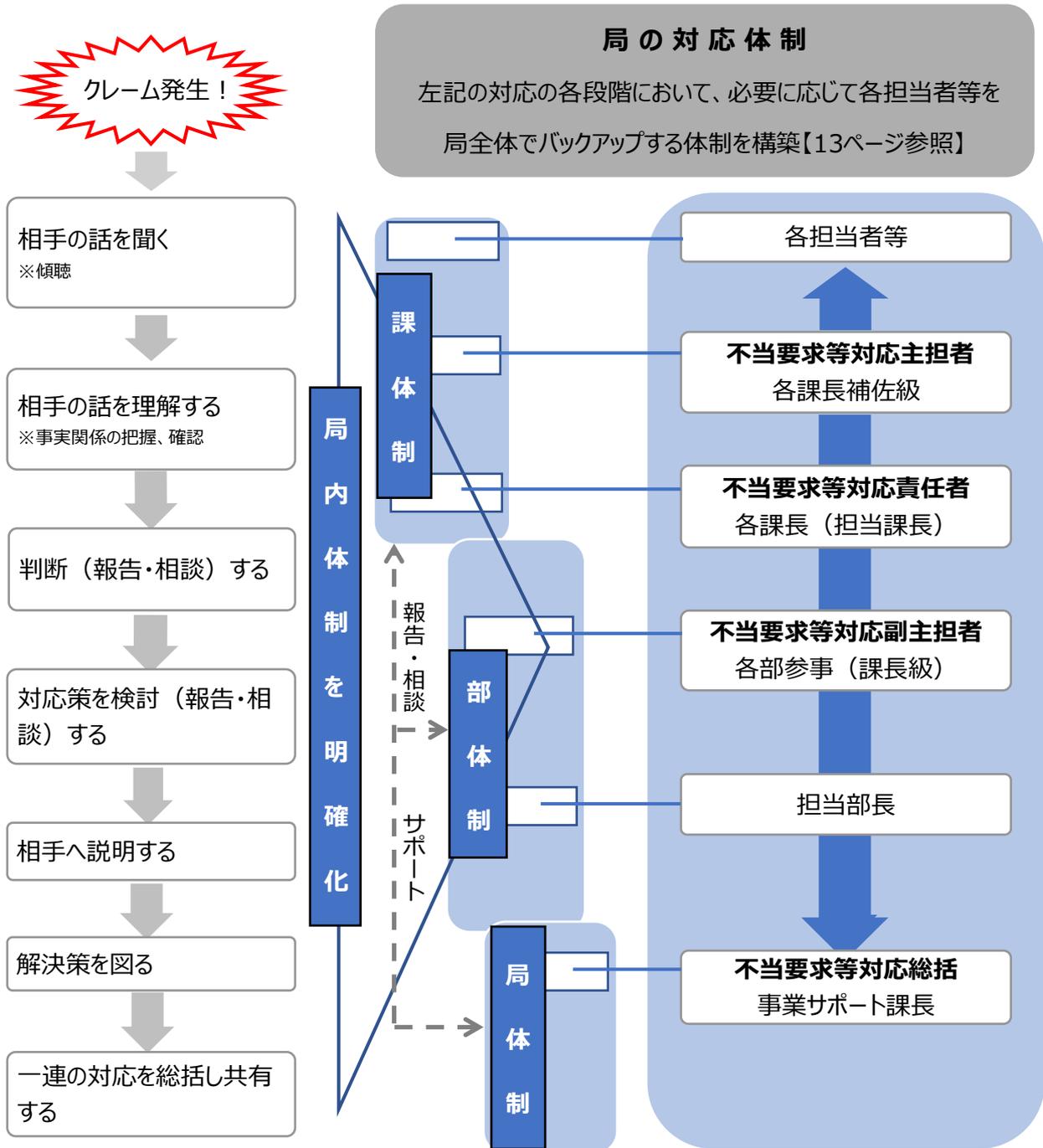
いつ、どこで、何が発端で、不当行為に関わりができるかわかりません。この章では典型的な不当行為者の手口について解説します。

(1) 接近	不当行為者は役所の予算や公務員の信頼性にターゲットを定め、さまざまな名目で接近をはかってきます。 <ul style="list-style-type: none">• 「あいさつ」を要求• 「つきあい」を要求• 「情報の提供」を要求
(2) 攻撃	接触到成功すると、もっともらしい理由を盾に因縁をつけたり、あらゆる脅しのテクニックを用いて公務員に恐怖、困惑等、心理的に圧力をかけてきたりします。また、ちよつとしたミスを大げさにして、相手の言動・対応につけ入る隙がないかを常にうかがっています。 <ul style="list-style-type: none">• 「いいがかり」をつける• 「他の例」をあげる
(3) 恐怖感	交渉で優位に立つため、盛んに暴力団員や右翼団体等のイメージをちらつかせ、応対者に恐怖感を植えつけようとしています。また、「誠意を見せろ」などと言い回して、警察に捕まらないよう言動に注意しながら間接的に金銭の要求をします。 <ul style="list-style-type: none">• 「威力」を示す
(4) 精神的・肉体的疲労	応対者を精神的・肉体的に疲れさせ、要求を受け入れさせようと画策します。例えば、政治活動等に名を借りて、妨害活動を繰り返す、大勢で役所周辺をうろつく、忙しい時間帯に面会を求めるなどの方法により、間接的に妨害をします。 <ul style="list-style-type: none">• 「業務を妨害」する
(5) 役割分担	応対者から金を出させやすくするために、「脅し役」と「なだめ役」の役割分担をしていくケースもあります。 <ul style="list-style-type: none">• 「取引」を持ちかける
(6) 目的達成	相手の圧力に屈した形で解決をはかると、目的達成ということで一時的に姿を消しますが「お得意様」とランクづけされ再び狙われ次々と不当な要求を繰り返してきます。 <ul style="list-style-type: none">• 「再攻撃」の対象にする

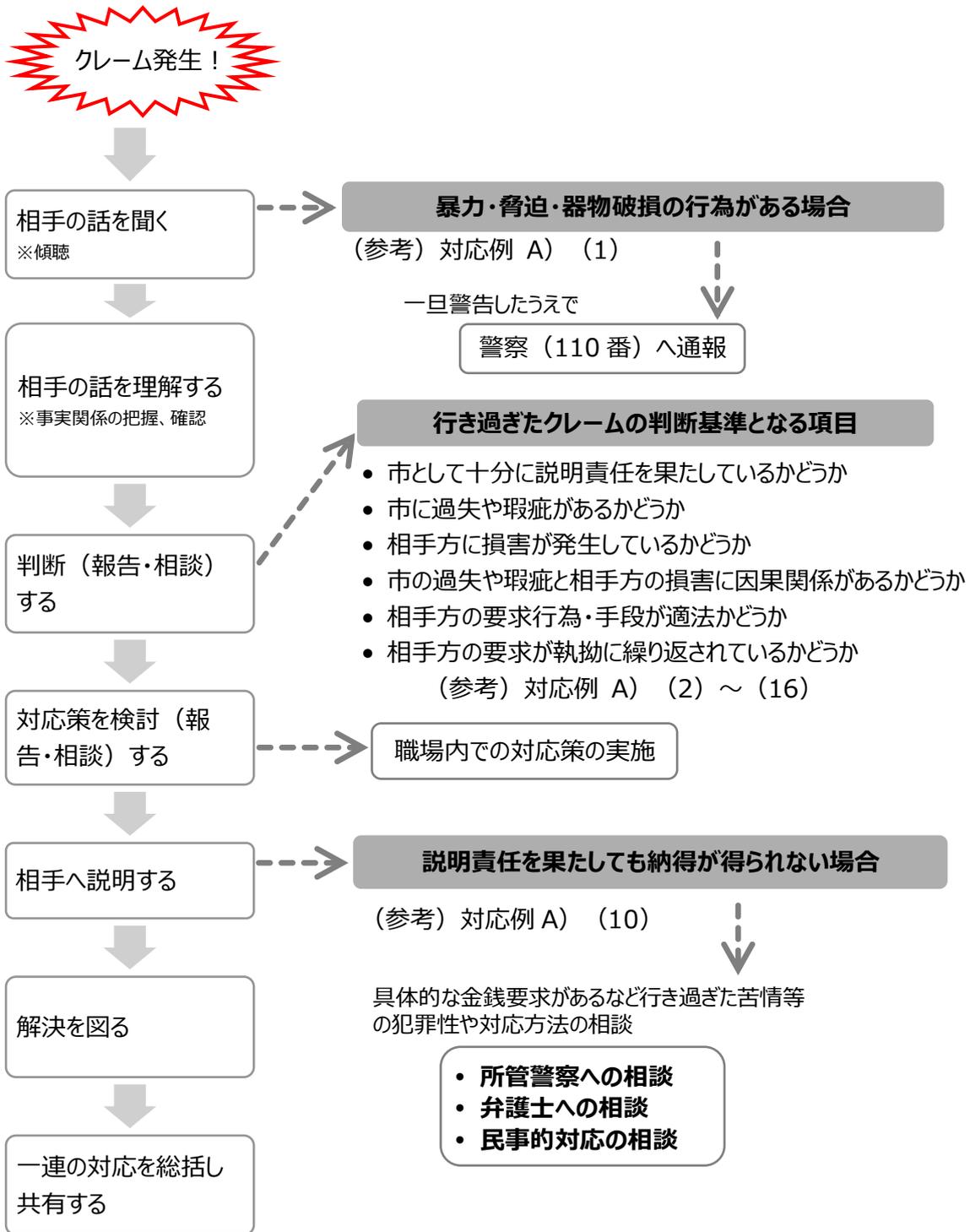
3 対応のフロー

一般的な要求や苦情を発端に、不当要求行為等に繋がるケースがあります。また、不当行為者は、要求や苦情の対応をする様々な機会に不当要求行為等を仕掛けてきます。この章では、クレーム発生時に不当要求に発展またはその恐れがある場合に、担当者任せにせず、組織として速やかに対応できるように、流れを示すものです。

(1) 局の対応体制



(2) 対応の各段階における注意点等



4 不当行為者への対応

その場から逃げたいため、生半可な対応を図ったり、早く電話を切ってもらいたいために、相手の要求を安易に受け入れたりすることは避けなければなりません。この章では、不当行為者に対して、「不当な要求には絶対に応じない。」という確固たる姿勢を相手に示し対応できるよう、具体的な流れを示しています。対応を一步間違えれば、不当行為者に付け入る隙を与えることとなり、ひいては社会的責任を負うことにもなります。

(1) 相手の確認



(2) 用件の確認



(3) -① 対応人数



(3) -② 対応場所



(3) -③ 対応時間



(4) 言動に注意する



(5) 書類作成・署名・押印はしない



(6) 即答や約束はしない



(7) トップは対応させない



(8) 湯茶の接待はしない



(9) 対応内容を詳細に記録化する



(10) 機を失せず警察に通報する



(1) 相手を確認する	
<p>初対面の段階で、<u>名刺をもらう</u>、または、<u>相手の住所・氏名（なるべくフルネーム）・所属団体名・電話番号等</u>を確認してから要件を聞きましょう。相手が複数おり、全員の個人名を把握できない時は、中心人物に絞って確認しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 相手が確認のための問に答えない場合は、「名前も言えない方はお引き取りください」とお伝えし、キッパリ面談を断わりましょう。また、人相や服装、車種やナンバー等、後日相手を特定する上で参考になる特徴をメモしましょう。 ▶ 代理人と称した場合は、委任者の名前を聞き出すとともに、委任者の同席を求め、委任の事実を確認した上で改めて対応することを伝えましょう。（委任状を所持または提示しても、偽造された委任状の場合があるため、安易に話を継続しないようにしましょう） 	
(2) 用件を確認する	
<p>当初の段階で用件を確認しましょう。はっきりとした用件でない場合は、「それはどういう意味ですか」、「具体的にどうすればいいのですか」などと聞き返して、相手の要求内容と根拠を相手自身の口から明確に引き出しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 単なる言い掛かりや用件が不明瞭な時は、明確に引き取りを要求しましょう。 	
(3) 対応の人数、場所、時間は常に相手の優位に立つ	
<p>不当行為者の常套手段として、対応した職員を恐怖、不安、困惑等の心理状態に追い込み、要求を応じざるを得ないようにします。</p>	
①人数	
<p>面会の際は、不当行為者の人数を 1 人又は 2 人に制限しましょう。また局側が対応する職員は、原則 2 人以上としましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 局側が対応する職員の役割分担は、主として会話をする者、発言内容や人相等の特徴をメモする者、関係者と連絡に当たる者と、任務分担しましょう。また、急な面会にも対応出来るよう同席者を事前に決めておきましょう。 	
②場所	
<p>暴力を加えられそうな時に素早く助けを求めることができ、また、精神的に余裕をもって応対できる場所として、原則庁舎内等の部屋を選びましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 庁舎外の場合は、見通しがよい場所を選び、暴力団事務所等には絶対出向いてはいけません。 	

③時間	
<p>面会の最初の段階で相手に対応時間を明示しましょう。 最初に時間を明示することが難しい場合は、対応時間はできる限り短くしましょう。対応時間が長くなると不当行為者の恐怖から逃れたい一心で、無意識に妥協する方向に気持ちが動くようになり得るためです。</p> <p>➤ 面会の最初に、「何時には〇〇（別の打合せ）がありますから何時までならお話を伺います」と告げましょう。 必要以上に時間が長引く場合は、「これ以上お話しても当方の考え方は変わりませんのでお引き取りください」と明確に意思表示し打ち切りましょう。</p> <p>➤ <u>居座るようであれば、2度、3度告げて警告し、それでもなお退去しない場合には「警察に連絡します」と告げましょう。それでもなお居座り続けるようであればすぐに110番してください。なお、この対応打ち切りから110番に至る経緯は詳細に記録しておいてください。</u></p>	<p>参考： 対応例 A) (1)</p>
(4) 言動に注意する	
<p>不当行為者は巧みに論争に持ち込んで、相手の失言を誘ったり言葉尻をとらえて厳しく糾弾して要求を通そうとします。相手の言うことに関し議論をすることを避け、不用意な発言をしないように細心の注意を払い、発言は必要最小限にとどめましょう。</p> <p>➤ 「本市の方針としてそのような要求には応じないルールになっています」と答え、付け入るすきを与えないこと。</p> <p>➤ 不当行為者の追求に窮し、「申し訳ありません」などと自己の非を認める発言をしたり、「検討します」、「考えてみます」などと相手に希望を持たせる発言をすることは禁物です。</p>	<p>参考： 対応例 A) (2)</p>
(5) 理由なき書類は作成せず、署名・押印もしない	
<p>理由なき書類を作成したり安易に名刺に署名・押印したり、不当行為者が持ってきた書類に署名押印するなどの行為は絶対に禁物です。</p> <p>➤ 不当行為者は「一筆書けば許してやる」など詫状や念書を書かせようとし、これに応じた場合、後日、「非を認めて詫状を書いているだろう」とその書類を楯に数々の要求をしてきます。また、安易に名刺へ署名・押印した場合、あとで要求を認めたと主張したり、暴力団等の社会運動に悪用されたりします。</p>	<p>参考： 対応例 A) (11) ~ (13)</p>
(6) 相手の要求に即答や約束をしない	
<p>即答を避け「組織として方針を検討した上で改めて対応する」ことを伝えましょう。</p> <p>➤ 不当行為者は市の方針が固まらない間が勝負と考えて執拗にその場で回答を求めてきます。「責任ある回答をするには上司の決裁がいる」と告げ、相手のペースに乗ってはなりません。</p>	

(7) トップは対応させない	
<p>対応者が「私が担当者ですのでお話を承ります」と告げて、トップには決して会わせてはいけません。</p> <p>➤ 不当行為者は、「責任者を出せ」、「お前では話が分からん。部長（決裁権者）に会わせろ」と言ってきますが、最初から決定権を持つ者が対応すると組織としての即答を迫られます。また次回以降の交渉で「前は部長が出た。今回部長が会わない理由を言え」とつけ入る理由を与えます。</p>	<p>参考： 対応例 A) (6)</p>
(8) 湯茶の接待をしない	
<p>湯茶の接待は、不当行為者が居座り続けることを容認したことになります。また、茶碗を投げつける等脅しに使用される恐れもあります。</p>	
(9) 対応内容を詳細に記録化する	
<p>電話や面談内容は、犯罪検挙、行政処分、民事訴訟等に不可欠ですので、確実にメモ、録音・録画など記録化しましょう。また、事前に録音する旨告げて公然と録音等を行うことが相手をけん制する上でも効果的です。</p> <p>➤ たとえ相手が拒否しても「内容を上司に正しく報告する義務があります」と告げ録音してください。（録音を告げない場合でも違法にはなりません。）</p>	<p>参考： 対応例 A) (18)</p>
(10) 機を失せず警察に通報する	
<p>相手が不法行為に及んだときは直ちに 110 番通報です。不要なトラブルを避け、受傷事故を防ぐために、相手に気付かれないように通報してください。</p> <p>➤ 「なぜ警察を呼んだ」などと言いつけられた場合は、「警察からそのように指導を受けている」と答え、毅然とした態度を取ってください。</p>	<p>参考： 対応例 A) (1)</p>

5 行き過ぎたクレームへの対応

行政機関の場合、要求に従わなかった場合でも不当行為者はなかなか引き下がらず、執拗に要求を継続していく傾向にあり、行き過ぎたクレームから、さらに不当要求へと発展するケースがあります。

この章では、公正な職務の遂行を損なうおそれがある行き過ぎたクレームへの適切な対応をはかり、不当要求への発展を防ぐための対応方法を示します。

(1) 行き過ぎたクレームとは

市として十分に説明を繰り返し、説明責任を果たしているにもかかわらず、あささがしのようなクレームを常習的に繰り返す、または執拗に抗議を繰り返す行為のことを言います。

長期間もしくは長時間または幾度にわたって同じ趣旨の主張や要求を執拗に繰り返し、乱暴な言動を伴うもの、結果的に円滑な業務遂行に支障をきたし、他の行政サービスの低下を招くおそれがあるもののことを言います。

(2) 行き過ぎたクレームの判断基準となる項目

- ① 市として十分に説明責任を果たしているかどうか
- ② 市に過失や瑕疵があるかどうか
- ③ 相手方に損害が発生しているかどうか
- ④ 市の過失や瑕疵と相手方の損害に因果関係があるかどうか
- ⑤ 相手方の要求行為・手段が適法かどうか
- ⑥ 相手方の要求が執拗に繰り返されているかどうか

(3) 市側の状況に応じた判断のポイント

① 市に義務がない場合

市に義務が存在しないにもかかわらず、何らかの要求が繰り返されている場合

② 市に一定の義務がある場合

市への要求内容が法的に合理性のあるものかどうか、要求の態様が適当であるかどうか

③ 市に落ち度がある場合

市に落ち度があるからといって、直ちに法的義務が発生するものではない。謝罪すべき点は謝罪を要するが、法的義務が発生するかどうかは、慎重に検討し、リーガルチェックを行った上で対応する。

(4) 行き過ぎたクレーム対応の基本姿勢

① 勇気をもって毅然とした姿勢

いわれなき要求には屈しないという強い姿勢で臨むこと
弱気な態度は相手につけ入れる隙を与えます

② 冷静かつ慎重な対応

感情を抑え丁寧な言葉で繰り返し説明し、説得する
相手が納得しなくても繰り返し説明する
相手の挑発に乗らない、相手を挑発しない

③ 組織的な対応

所属長、上司のほか、課の不当要求対応担当者などに速やかに報告し、情報共有や対応方針を協議すること
所属としての対応方針を決定すること
場合によっては、局の不当要求等対応総括とも協議し、警察や法規相談のサポートを受けること

④ 記録を残す

- 必ずメモをとること（5W2H）
- 録音をすること

(5) 行き過ぎたクレームの対応の流れとポイント

- **対応者** 【参考：対応例 A）（6）】
 - ・ 原則として、まずは複数人で担当者が対応すること
 - ・ 所属長との面会は断ること（係長→課長補佐→課長と段階的に対応）
- **場所** 【参考：対応例 A）（5）】
 - ・ 他の職位から良く見える場所
 - ・ 会議室などの個室で対応する場合は、ドアを開けておく
 - ・ 相手の自宅や事務所では対応しない
- **時間** 【参考：対応例 A）（1）】
 - ・ 対応時間の目安を予め決めておき、長時間の対応はしない
 - ・ 長時間見込まれる場合は、最初に対応時間を約束する
 - ・ 面談時間が長くなり、話が繰り返りとなった場合は対応を打ち切る
 - ・ 面談時間が長くなっている場合は、対応職員を呼び出し、必要に応じて別の職員が応援し対応を打ち切る
 - ・ 可能な限り業務時間内で対応する
- **相手の確認** 【参考：対応例 A）（14）】
 - ・ 相手の氏名、連絡先を確認する
 - ・ 相手から職員の自宅や連絡先など聞かれた場合はお断りする
- **相手の要件、要件内容の確認**
 - ・ 相手の要件、要求内容をきちんと確認する
 - ・ 担当課が明確な場合は、事前に担当課に連絡したうえで案内する
 - ・ 職員個人を誹謗中傷する発言を繰り返す場合は、対応を打ち切る
- **市側の意思を明確に伝達**
 - ・ 相手の主張する内容に対して不用意に答えない（相手に期待を持たせる原因になる）
 - ・ 対応できない内容は明確に断る
 - ・ 個人的な意見を求められても答えない
 - ・ 誤った発言をしたことに気づいたらすぐに訂正する
- **結論を急がない**
 - ・ 場当たりの即答はしない
 - ・ 事実を確認しないで要求を認めたり、謝罪的な発言をしたりしない
- **市側に落ち度がある場合**
 - ・ 真摯な態度で謝罪する範囲を明確にして謝罪する
 - ・ 法令等に基づいた適正な手続きで解決を図る
- **文書での回答はしない**
 - ・ 不用意に回答しない
 - ・ 文書で回答する場合は出来る限り簡潔なものとし、事前に必ずリーガルチェックを行う
 - ・ 必ず組織で意思決定し公文書として発出すること

➤ **記録**

- ・ 内容、対応状況をメモし、記録を残す
- ・ 具体的にどういったやり取りがあったのか記録を見て確認できるよう、できるだけ詳細に記述する
- ・ 乱暴な言動はありのままに記録すること
- ・ 正確な記録を残すために、録音や録画を活用する
- ・ 原則として、相手に同意を得て録音することとするが、同意を得ずに録音しても法的に問題はない
(※最高裁判決あり)
- ・ 相手がこちらの対応を録画撮影しようとしたときは断ること
(※堺市上下水道局庁舎管理規程（平成22年上下水道局管理規程第15号）第7条第1項第8号において、局の事務室内及び立入禁止区域を撮影する際は、庁舎管理者の許可を受けなければならない)

➤ **引継ぎ対応**

- ・ 退去後、他課に次の訪問が予測される場合は、不当要求等対応副担者（各部参事）と不当要求等対応総括（事業サポート課長）へ速やかに連絡すること
- ・ 合わせて、次に訪問が予測される関係課や要求内容に関係する所管部署に対応状況を速やかに連絡すること

➤ **相手への注意、警告、退去命令** 【参考：対応例 A）（1）】

- ・ 大声を上げたりする場合は注意を促す（繰り返し3回程度）
- ・ 注意しても聞かない場合は、退去命令を発する事前行為として警告する
- ・ 警告しても続ける場合は、執務管理者またはその代理者が退去命令を発する
(※堺市上下水道局庁舎管理規程第5条及び第11条に規定)

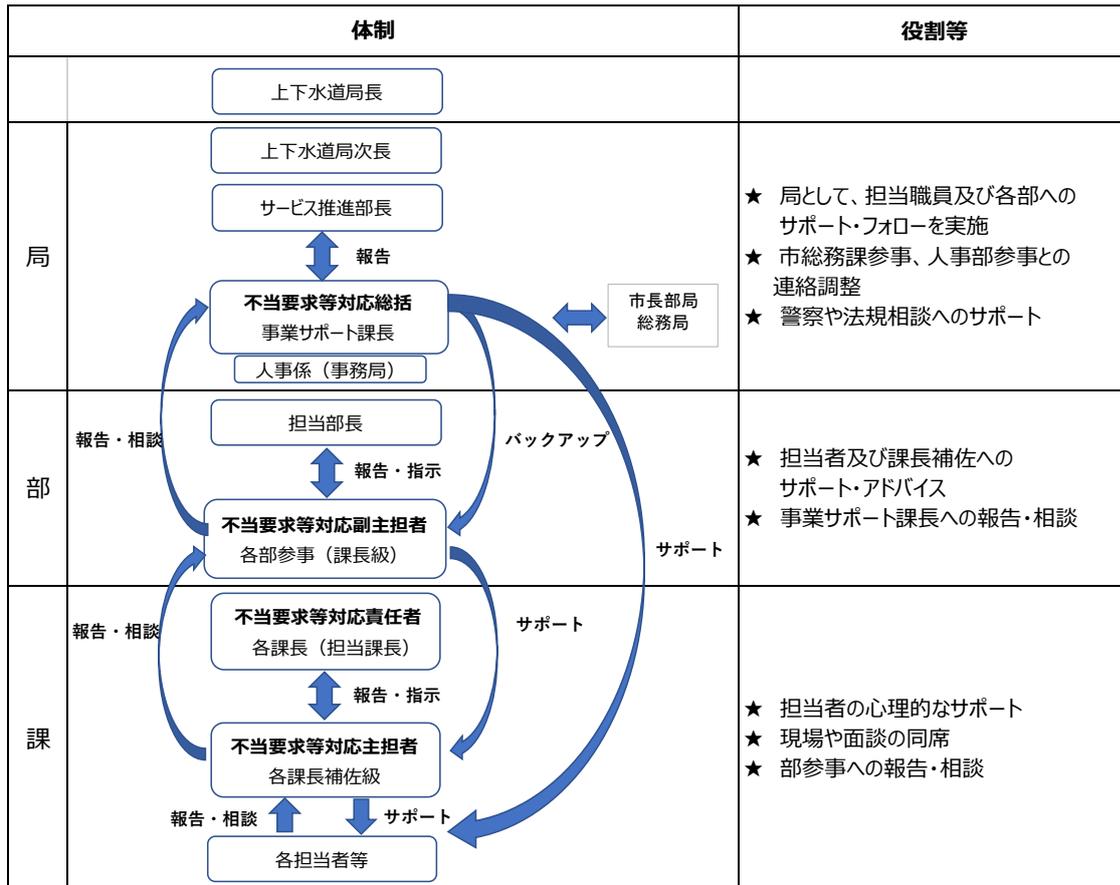
6 組織で対応するための連絡フロー

不当要求に対し組織で対応できるよう、この章では組織対応の連絡フローを示しています。

公正職務に関する局内相談窓口への相談

日々業務をしている中で気づいたこと、ちょっとした悩みや疑問を相談してください。
事業サポート課 人事係内（内線 3100）

(1) 組織対応の連絡フロー



(2) 関係機関への連絡先

① 所管警察署

堺警察署 223-1234
 北堺警察署 250-1234
 西堺警察署 274-1234
 中堺警察署 242-1234
 南堺警察署 291-1234
 黒山警察署 362-1234

② 本庁

行政部 総務課 内線91-5160
 行政部 法制文書課 内線91-5141～5143

7 記録方法について

(1) 記録対象の範囲

- ・ 「要望等の定義」で定めるすべての要望等を記録することを基本とします。
- ・ 要望者の連絡先が不明又は匿名の場合であっても記録対象です。

【要望等の定義】

	具体例
不当要求	減額要望、私人間への介入要望、過度な要望
クレーム対応	制度、料金、工事等へのクレーム
質問・協議	入札、契約、設計変更等の質問回答や協議
その他対応	料金回収、書類是正依頼、通常範囲の要望対応等
※対象外	議会対応、局内会議等、既に記録しているもの

(2) 記録の方法

- ・ 記録は、ビデオカメラやボイスレコーダー等による録画、録音及び文書で行います。
- ・ 文書化は要望等を記録する文書（以下「記録票」といいます。）の作成を基本とします。
- ・ 記録票は公文書として管理すること。

【要望等の記録の方法】

	録音	文書化	文書化後の録音データの保存期間
不当要求	○	○	訴訟対応、捜査機関への情報提供の可能性があるため、録音データを5年間保存する。
クレーム対応	○	○	不当要求に発展する可能性があるため、録音データを5年間保存する。
質問・協議	○	○	クレーム対応、不当要求に発展する可能性があるため、録音データを5年間保存する。
その他対応	○	×	文書化不要のため、録音データを削除

(3) 記録項目

記録票の記載項目については、次のとおりとします。ただし、項目は業務内容等に応じて「対応結果」の欄を設けるなど、所管課長の判断により追加することができます。

- ・ 要望等の受付日時、受付場所及び受付手法（面談、電話など）
- ・ 要望者の住所、氏名、連絡先等（団体にあつては、団体名、代表者 職氏名）
- ・ 要望等の内容
- ・ 対応職員の職及び氏名
- ・ 回答が不要である旨の意思表示を要望者が行った場合には、その旨
- ・ 対応方針

(4) 要望等の聞き取り及び記録時の注意事項

- ・ 要望等の聞き取りは具体的に要望等の内容を確認し、それを正確に記録すること。
- ・ 要望者が何故この要望等を行ったのか要望等の聞き取り時に確認し、要望等の理由が分かるように記録すること。
- ・ 要望等が具体個別の事項に関する要望であるのか、一般抽象的な要望であるのか要望等の聞き取り時に確認し、それが分かるように正確に記録すること。
- ・ 「利用者の声」にも記録すること。

(5) 記録票の様式

記 録 票		
対応日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 時 分	
対応方法	面会・電話・その他 ()	
対応者	担当課名	
	担当者名	
対応場所		
事業者等	事業者名	連絡先
	来庁者等	連絡先
要求内容		
対応内容		
今後の対応方針		
備考		

8 対応例

A) 一般業務編

- (1) 大声を出したり、長時間居座ったりする場合
- (2) 誤った発言をした場合には、どのように対処したらよいか？
- (3) 長時間にわたる執拗な電話がかかってくる場合
- (4) 仕事のミスやクレームを口実としてきた場合には、どのように対処したらよいか？
- (5) 家まで来るように言われたら？
- (6) 上司を出せと言われたら？
- (7) 議員やマスコミに言うぞと言われたら？
- (8) 特定の職員との対応を求めてきたら？
- (9) 前の担当者との対応が違うと言われたら？
- (10) 説明が納得できないと言われたら？
- (11) 文書での回答を求められたら？
- (12) 一筆かけ、謝罪文をかけ、念書を書けと言われたら？
- (13) 名刺を欲しいと言われたら？
- (14) 相手が名前や身分を名乗らず、拒んだら？
- (15) 職員の個人的なことを質問されたら？
- (16) こちらにも考えがあると言われたら？
- (17) 責任者について問われたら？
- (18) 録音するなと言われたら？
- (19) 暴言が激しい場合、高圧的な態度や暴言が続く場合

B) 窓口業務編・給排水設備

- (1) 工事着工前に必要な申請書類等の提出を求めたが、拒まれたまたは難色を示されたら？（指定工事事業者の場合）
- (2) 申請書類等は提出されたが、記載内容に不備があり訂正を求めた時に、拒まれたまたは難色を示されたら？（指定工事事業者の場合）
- (3) 給水工事着工後に、必要な申請書類等の提出を求めたが、拒まれたまたは難色を示されたら？（指定工事事業者の場合・道路編）
- (4) 指定工事業者の更新または新規登録に必要な書類等の不備や修正を指摘したところ、対応してもらえなかったら？
- (5) 申請書類等の手続きや窓口の対応を早くするよう求められたら？
- (6) 下水道使用料の減免を不当に求められたら？
- (7) 無届接続の遡及について、認定期間分の支払いに納得されなかったら？
- (8) 漏水があった場合の減額認定について、漏水期間の全期間を減額してほしいと求められたら？
- (9) 上下水道局から指導や仲介等するよう求められたら？

(10) 前面道路に配水管が布設されていないため、配水管を布設するよう求められたら？

C) 窓口業務編・減額

(1) 料金の漏水減額における過度な要求を受けた場合

D) 窓口業務編・料金滞納

(1) 料金が高いから支払わない、水を使用していないなど、滞納事案におけるクレームを受けた場合

E) 窓口業務編・料金特例計算の遡及適用

(1) 料金の特例計算を申請以前から遡及して適用する場合

F) 窓口業務編・閉栓遺漏時の遡及適用

(1) 疎明資料がない閉栓遺漏時の遡及適用時（支払い済料金の還付）

G) 窓口業務編・漏水修理の要求

(1) 宅内における給水管からの水漏れを、局が修理するよう要求された場合

H) 工事業務編

(1) 夜間工事等の時間変更や工事の中止を求められたら？

(2) 騒音や振動による要望を受けたら？

(3) 交通誘導員等の受注者の対応が悪いと言われたら？

(4) 工事の時間短縮を求められたら？

(5) 交通誘導員等の業者斡旋をしていると指摘を受けたら？

(6) 交通規制（通行止解除）について要望を受けたら？

(7) 工事に伴う営業補償を要望されたら？

(8) 借地の斡旋をしていると指摘を受けたら？

(9) 承諾なしで工事をしていると指摘を受けたら？

(10) 設計変更に係る受発注者協議や、設計や積算において、受注者から変更金額に納得できないと言われたら？

(11) 受注者から工事中止に伴う金額補償を言われたら？

(12) 管路（配水管・給水管）更新を優先的に実施してほしいと言われたら

(13) 未布設道路（公道）に、水道管を新設してほしいと言われたら

(14) 給水主管（個人管）の更新や増径、譲渡後の更新を要望されたら

(15) 工事に伴い事故が起こり、損害賠償を請求されたら

堺市上下水道局

不当要求等対応マニュアル

令和 5 年 10 月発行

編集・発行 堺市上下水道局
〒591-8505
堺市北区百舌鳥梅北町 1 丁 39 番地 2